

個人情報保護制度運用支援業務

背景

✦ 個人情報保護制度運用における問題点

国では、平成 15 年 5 月 23 日、第 156 国会において「個人情報保護関連 5 法」が、個人情報の漏えい等に対する厳しい罰則を盛り込んだ形で成立し、平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。地方自治体（都道府県を除く。）においては、総務省の強力な指導もあり、平成 17 年 4 月 1 日現在、50 の市町村を除き、全国 2,418 団体中 2,368 団体（97.9%） で個人情報保護条例が制定されています。

しかし、これら個人情報保護条例を制定している自治体においても、その内容は、これまでの「電算条例」のままであったり、「罰則」が盛り込まれていなかったり、個人情報保護条例で義務付けられている「個人情報取扱事務台帳・目録」が整備されていなかったり等、総務省が求める国の法律の趣旨に沿った運用がなされていない地方自治体が少なからず見受けられます。

また、個人情報の流出・漏えい事件は、法律が施行されても後を絶たない状況が続いており、最近分かったことでは、平成 13 年 4 月から平成 16 年 4 月の約 3 年間で個人情報流出事件が 378 件に上り、このうち地方自治体を含む公的機関からの流出が 254 件で民間事業者の約 2 倍になっていることが政府の閣議決定した答弁書で明らかになっています。

✦ 個人情報保護制度とは

個人情報保護制度とは、行政機関は業務上大量の住民の個人情報を保有しているため、その管理について主権者である住民へ説明責任を果たすことと、住民のプライバシー権（特に自己の情報の流通をコントロールする権利としてのより積極的なプライバシー権）を保障することを主旨としています。主な制度内容としては、庁内の個人情報の取扱いをルールに則った適正なものにすること、住民の自己情報に対する開示・訂正請求権等を明らかにすること、権利の救済制度を確立することがあげられます。

視点

視点 1 個人情報保護法制との整合性

個人情報保護法等の成立に伴い、平成 15 年 6 月総務省から「地方公共団体における個人情報保護対策について」が通知され、その中で、『個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項』が示されました。この留意事項を基本とした対応・検討を行います。特にそのなかでも、罰則の取扱いについては、慎重な検討が必要となります。

視点2 個人情報取扱事務の運用状況等の点検・評価への対応

個人情報保護条例は情報公開条例と異なり、開示請求がない限り、何ら事務が生じないというものではありません。個人情報保護条例では、自己情報の開示請求権だけでなく、個人情報の取扱いについての基本的ルールが定められていることから、実施機関の職員が行う毎日の事務は、そのルールに基づき執行することが必要となります。

このことから、実施機関の職員には、日々の個人情報取扱事務が適切に運用されているか、その取扱いが条例に違反したものではないか等について徹底した点検作業が求められます。

ステップ

本業務では、個人情報保護条例案・逐条解説案の作成を行うとともに、条例運用のために必要な「個人情報取扱事務」の洗い出し調査の支援、目録及びデータベースの作成を行うことによって、包括的な個人情報保護制度の構築を実現します。また、目録の作成を含んだ一連の庁内の個人情報取扱に関するルールを、『個人情報取扱事務運用マニュアル』として作成し、ケースバイケースの事務手順を明らかにし、個々の職員の円滑な制度運用の実現を図ります。

